

～ 歩道の切り下げ（車両の出入口）工事を行う方へ ～

歩道の切り下げ（車両の新規出入口）は、利用者が国道区域外に駐車場所又は保管場所を確保しており、国道以外の箇所から車両の出入りができない場合において、承認できます。

しかし、以下の場所では、歩道の切り下げを行うことはできません。

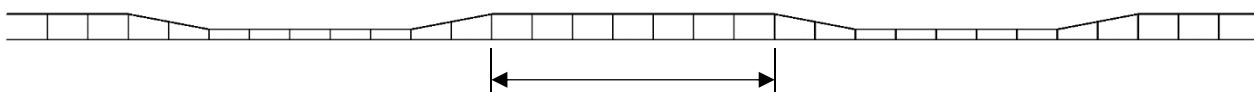
<歩道切り下げができない箇所>

- ア 横断歩道及びその前後5m以内の部分。
- イ トンネル等の前後各50m以内の部分。
- ウ バス停留所、路面電車の停留場。
- エ 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道の昇降口から5m以内の部分。
- オ 交差点及びその側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分。
- カ バス停留帯の部分。
- キ 橋の部分。
- ク 防護柵及び車止めの設置されている部分。
(ただし、道路管理者が交通安全上特に支障がないと認める部分は除く。)
- ケ 交通信号機、道路照明灯等の移転を必要とする箇所。
(ただし、道路管理者又は交通信号機の管理者（所有者）が移転の必要を認め、申請者の負担で移設をする場合は除く。)

車両の出入口は、道路に出入りする必要のある場所又は施設ごとに
原則として1箇所しか認められません。

公共施設、医療施設、大規模店舗、ガソリンスタンド、ドライブインなど、特に大型車両の出入りや車両出入りの頻度が多いところで、かつ、道路管理者が必要と認める場合は、2箇所まで認められますが、その場合は、出入口の間隔を5.6m以上離さなければなりません。

2箇所まで承認する場合の出入口の間隔（5.6m以上）



※5.6m（標準縁石7本）以上確保して下さい。
また、既設切り下げ部の隣に新たに切り下げする場合も同様です。

歩道切り下げ（車両出入口）の幅【低下部】は、

- ・ 普通乗用車、小型貨物自動車が出入りする場合・・・ 4.0mまで
- ・ 6.5t以下の普通貨物自動車等が出入りする場合・・・ 8.0mまで
- ・ 6.5tを超える大型及び中型貨物自動車が出入りする場合・・・ 12.0mまで

認められます。

(例) 普通乗用車の出入りの場合

低下部5本(4.0m) + 変形部左右2本(1.6m×2) = 7.2mまで認められます。

▶ 歩道切り下げの承認申請について

歩道切り下げを行う際は、道路法第24条に基づく「**道路工事施行承認申請書**」を道路管理者へ提出し、承認を受ける必要があります。その際、道路工事施行承認申請書に以下の資料も添付する必要があります。

～ 歩道切り下げ工事承認申請にあたって必要な資料 ～

1. 道路工事施行承認申請書
2. 申請理由書
3. 位置図
4. 平面図（現況図と計画図の両方を作成）
5. 正面図（現況図と計画図の両方を作成）
6. 断面図（現況図と計画図の両方を作成）
7. 現況写真（双方向により撮影）
8. 車両軌跡図（大型車両の出入りの場合）
9. 交通安全対策図
10. その他必要書類（工事仕様図、求積表、誓約書、同意書等）

※提出する部数は各1部です。

申請から承認までの標準処理期間は、3週間（21日）となっています。申請後、2～3日では承認を出すことができませんので、ご理解・ご協力をお願いいたします。※上記期間は、国土交通省における標準的な処理期間です。

☆ 注意事項

- 切り下げ工事の際は、地下埋設物の有無を必ず調べてください。
- 道路利用者に危険が生じないよう工事の際は、セフティコーン、工事標識等の安全施設を設置し、必ず交通誘導員も配置してください。
- 切り下げ箇所に構造物（街路灯、電柱、植樹樹、マンホール等）がある場合は、申請者の費用負担をもって移設して下さい。
- 切り下げ工事に伴い、既存の境界標を移設する必要がある場合は、事前に相談の上、工事完了後速やかに復元してください。
- 申請どおりに工事の施行をしていない場合は、工事のやり直し又は原状回復を命ずることがあります。

▶ 歩道切り下げ工事実施時・完了後の届出について

工事着手の際は、速やかに「着手届」を提出してください。（着手届については口頭による届出も可能です。）

また、工事が完了した後は、10日以内に切り下げ工事の履行状況がわかる写真を添付した「**道路承認工事しゅん功届**」を提出してください。工事の履行状況がわかる写真とは、着手前、縁石撤去、縁石敷設、舗装切断、路盤転圧、舗装敷設、交通安全対策の実施状況、工事完了後の状況などがわかる写真のことをいいます。必ず添付願います。

<< 申請書や図面の作成方法 >>

1. 道路工事施行承認申請書（記載例）

様式第1

道路工事施行承認申請書

北海道開発局長 殿

① 開発小樽 第 5 号
平成 30 年 8 月 1 日
〒 047 - 8555

② 住所 小樽市潮見台1丁目15番5号
氏名 開発小樽株式会社 代表取締役 開発 小樽 本郷
担当者 開発 晃司
TEL 0134-23-5169

道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	③ 施工目的	〇〇〇駐車場出入りのための歩道縁石切り下げ工事並びに植樹柵及び雨水枡移設工事	
	④ 施工場所	路線名 一般国道 5 号	④ 歩道・車道・その他()
⑤	⑤ 工事概要	工事種別	施工数量
		歩道縁石切下	低下部 L=4.0m 変形部 L=3.2m
		舗装工事	A=27.6㎡
		植樹柵移設	A=2.5㎡
⑥	⑥ 工事の期間	平成 30 年 9 月 承認日から	日間
		平成 30 年 9 月 30 日まで	
⑦	⑦ 施工方法	直営 ⑦ 請負	
		施工業者 住所 小樽市長橋4丁目14番34号	
		業者名 開発小樽株式会社 小樽道路営業所 担当者 開発 建太 連絡先 0134-22-9118	
⑧	⑧ 添付書類	⑧ 位置図、現況図、計画図、構造図、交通規制図、工事仕様図、公図(写)、 求積表、誓約書、同意書、現況写真、その他()	
		備考	⑨ [工事費概算] 1,500 千円(国道敷地分) [その他]

<記入要領>

①申請年月日

申請する年月日を記入します。

②住所・氏名

- 個人は、「郵便番号」・「住所」
「氏名」・「電話番号」を記入します。
- 法人の場合は、「主たる事務所の郵便番号・所在地」・「法人等の名称・代表者の氏名」・「担当者の氏名、電話番号」を記入します。

③施工目的

施工目的を具体的に記入します。

④施工場所

- 国道の路線名を記入します。
- 「車道」・「歩道」・「その他」
の別を○で囲みます。
- 施工場所を地番まで記入します。
例 ○〇市△△町□丁目×番▽地先

⑤工事概要

工事種別、施工数量を記入します。
(例) 工事種別：歩道縁石切り下げ
施工数量：長さ、面積など

⑥工事の期間

工事を行う期間を記入します。

⑦施工方法

「直営」・「請負」の別を○で囲みます
請負の場合、施工業者の住所、業者名、担当者、連絡先
を記入して下さい。

⑧添付書類

添付する書類を○で囲みます

⑨工事費概算

当該工事に係る費用を千円単位で記入します。

■ 申請書のダウンロード方法

- 道路工事施行承認申請書は、小樽開発建設部のホームページからダウンロードできます。
Googleなどの検索エンジンで「小樽開発建設部」と入力するか、直接URLを入力して、
アクセスしてください。
小樽開発建設部ホームページ⇒<http://www.hkd.mlit.go.jp/ot/>
- 「申請・届出等の手続きのご案内」⇒「歩道の切り下げや道路敷地内で工事をしたいとき」の順でクリックし、下の方へスクロールして申請書をダウンロードしてください。

2. 申請理由書（記載例）

道路工事施行承認申請理由書

下記の理由により、歩道の切り下げ工事を施工したいので、承認いただきますようお願いいたします。

- 1 施工目的 ○○○駐車場への車両の出入り口確保のため
- 2 施工場所 小樽市入船〇丁目△番□号地先
- 3 申請理由 本申請は、小樽市入船〇丁目△番□号地先において、○○○の駐車場が新たに整備されることに伴い、普通乗用車出入りのための歩道切り下げ及び舗装工事を行うものです。現地状況から、国道以外の箇所からの車両の出入りが困難なため、国道側からの出入口の申請をするものです。
新規切り下げ部に植樹柵と雨水枡がありますが、植樹柵の撤去については、町内会の了解を得ており、雨水枡については、別の箇所へ移設します。
工事は、地下埋設物件の調査を十分に行った上で実施し、施工中においては、道路利用者の安全を確保し、事故防止に努めますので、承認をいただきますようお願いいたします。

○ 図 面

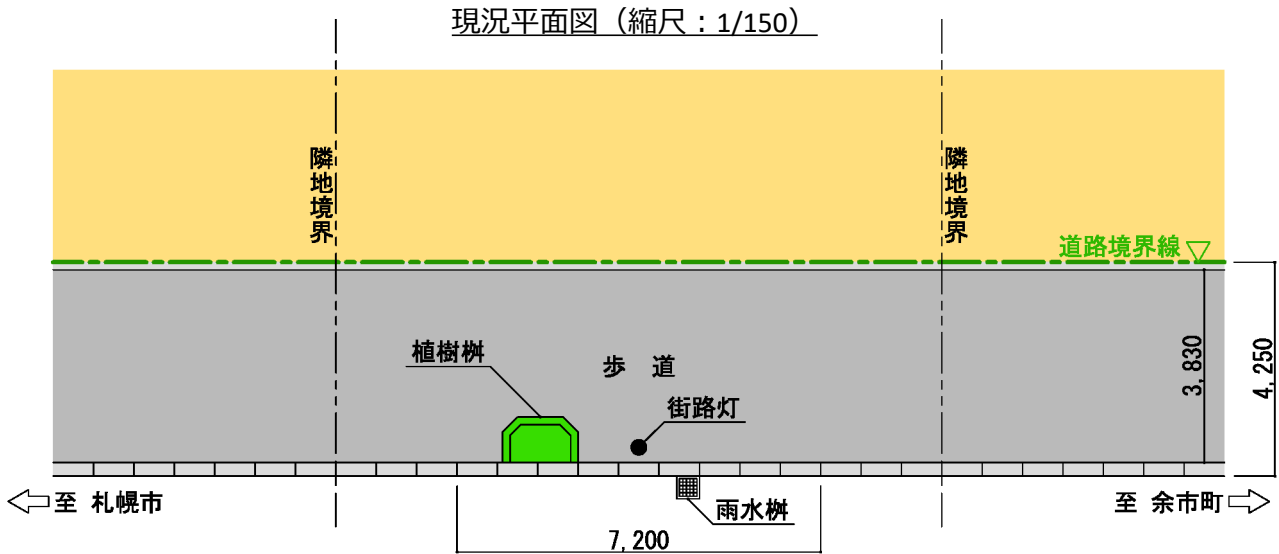
3. 位置図（例）



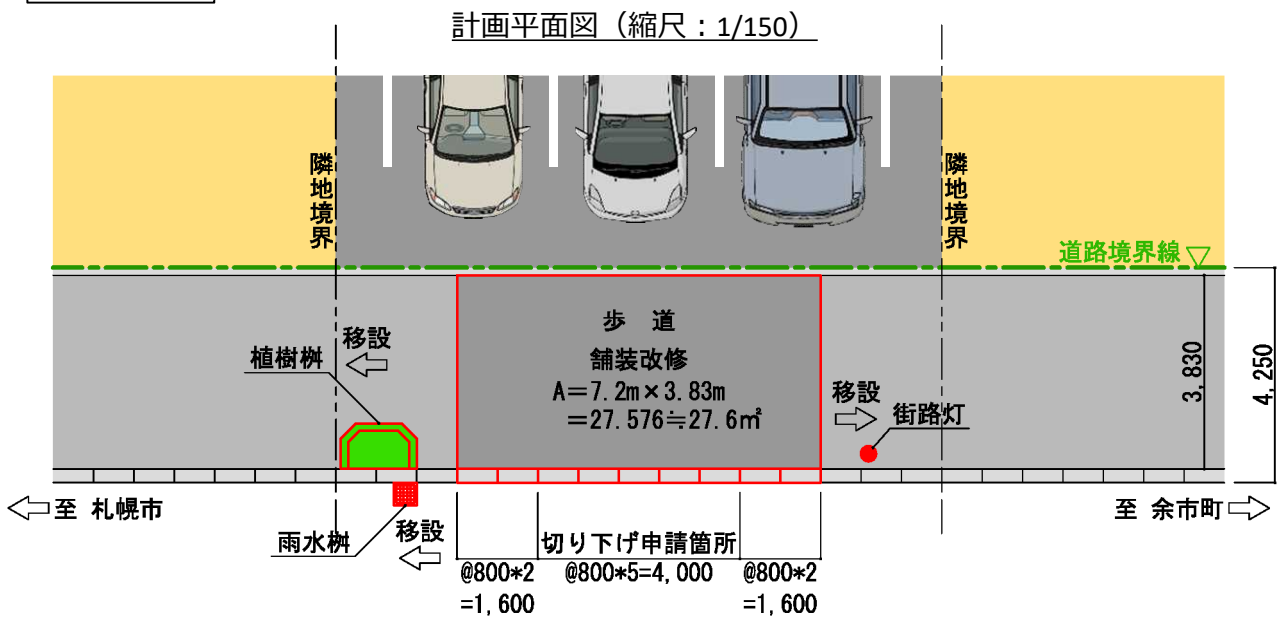
- 場所が特定できる位置図を作成してください。
- 位置図については、国土地理院の地図の他、市販の地図やインターネット上の地図を基に作成してください。
- 場所に印をつけて住所を明記してください。

4. 平面図（例）

現況平面図



計画平面図



- 計画平面図で歩道の切り下げをする箇所を**赤色**で示し、低下部及び変形部の本数と延長を表記してください。また、舗装工事範囲も**赤枠**で示し、面積も表記してください。
- **歩道上にある構造物は、確実に表記してください。**（例：街路灯、電柱、植樹枡、マンホールなど）また、移設する場合は、移設先も図示してください。

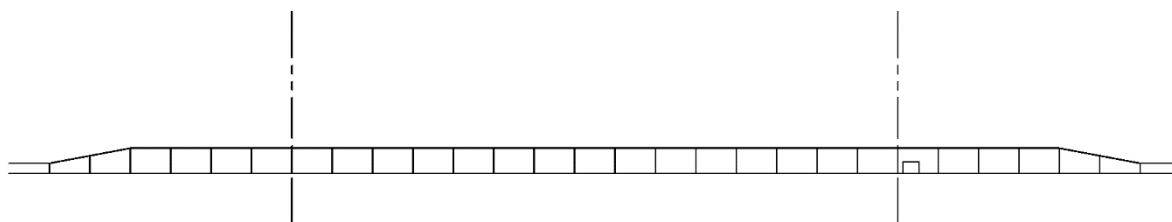
※注意！

- ▶ 低下部を予定している場所に雨水枡がある場合は、申請者の費用負担において、雨水枡を移設してください。同様に、街路灯や電柱などの支障物件を移設する場合も、当該施設の管理者と調整の上、申請者の費用負担において移設することとなります。

5. 正面図 (例)

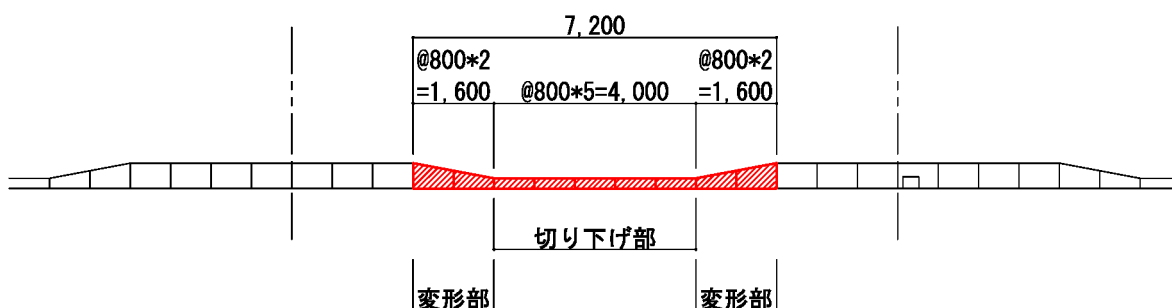
現況正面図

現況正面図 (縮尺: 1/150)



計画正面図

計画正面図 (縮尺: 1/150)



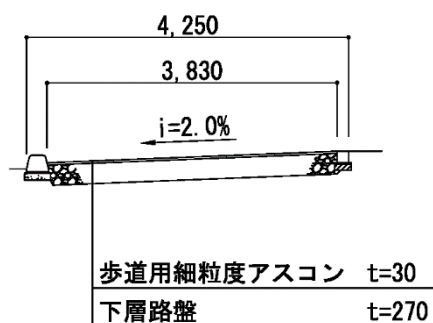
6. 断面図 (例)

※本断面図は一例です。すりつけ勾配の基準などは、申請窓口で御確認ください。

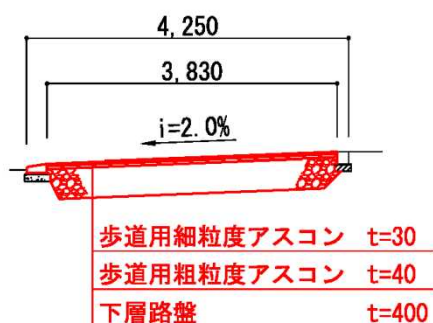
現況断面図

計画断面図

現況断面図 (縮尺: 1/100)



計画断面図 (縮尺: 1/100)



- 普通乗用車による乗り入れの場合の舗装構成は、1層（歩道用細粒度アスコン 3 cm、路盤 27 cm）となりますが、大型車による乗り入れの場合の舗装構成は、2層（歩道用細粒度アスコン 3 cm、歩道用粗粒度アスコン 4 cm、路盤 40 cm）になります。
- 切り下げ区間が、インターロッキング舗装やロードヒーティング区間である場合は、インターロッキングブロックやヒーティングパイプも図示してください。

7. 現況写真（例）

申請の際は、必ず現地の写真を2方向各1枚以上添付ください。



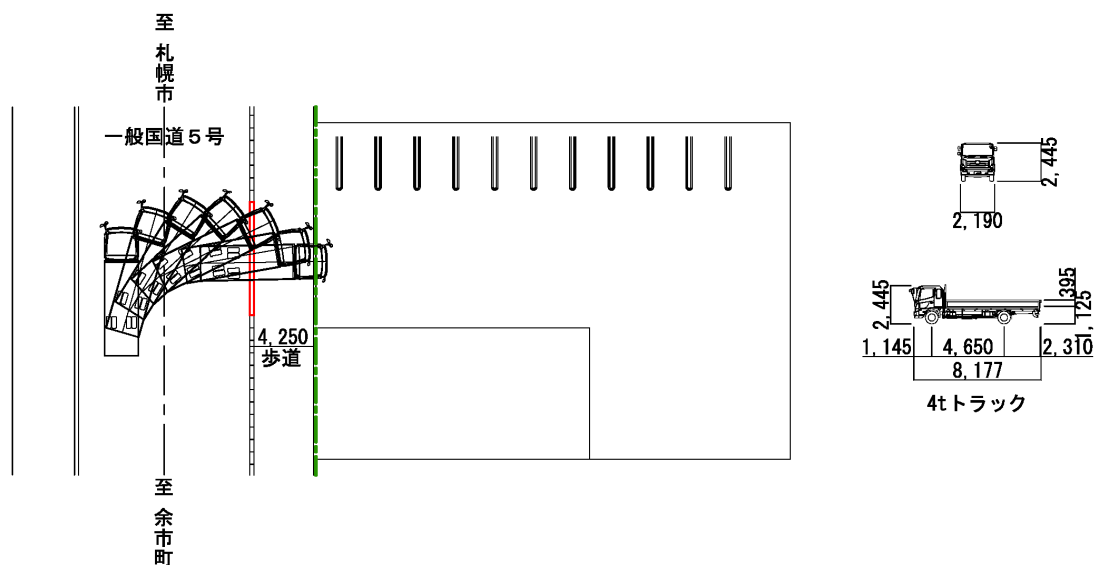
- 正面から撮影した写真がある場合には、どこからどこまでを低下部とするのか、わかりやすいように線（マーキング）を入れてください。（手書き可）



- 歩道上に設置されている構造物（例：街路灯、電柱、植樹柵、マンホールなど）がわかるように撮影してください。
- 現地の写真撮影は、道路交通に注意して行ってください。

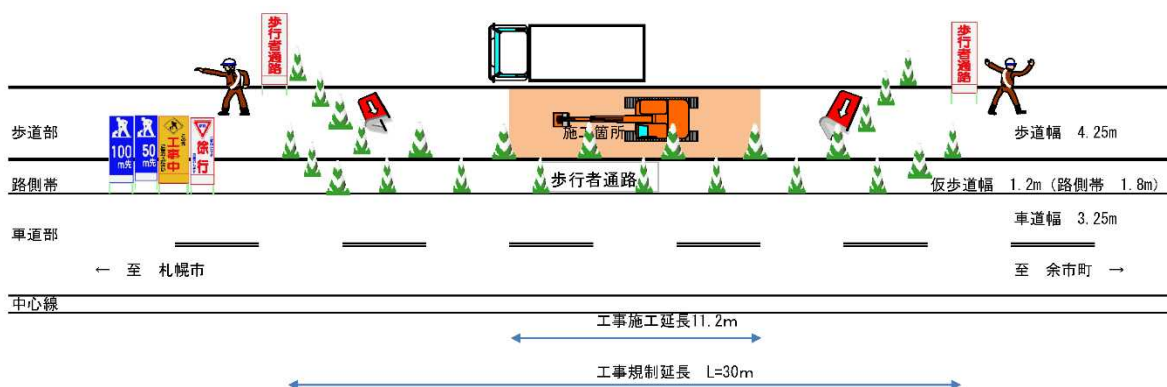
8. 車両軌跡図（例）

大型車両が出入りする箇所については、車両の軌跡図を求めることがあります。車の寸法及び国道からの出入りについて、軌跡図の作成をお願いします。



9. 交通安全対策図（例）

交通安全対策図



- ・ 工事実施の際は、歩道規制を行いますが、車道規制は行いません。また、歩行者通路は路側帯に1.2m以上確保いたします。
- ・ 工事箇所の両端に交通誘導員を配置し、交通安全対策には万全を期します。
- ・ 工事は、通勤・通学の時間帯を避けた昼間（9:00～17:00）の施工とし、一般交通の円滑化、安全化を図ります。

- ・ 工事の安全対策施設となるセフティコーン、バリケード、工事用車両、工事標識、誘導員の配置状況などを図示してください。
- ・ 歩行者の安全を確保するため、1m以上の仮歩道を路側帯等に確保してください。
- ・ 車道、歩道、路側帯を表記し、工事の施工延長と規制延長も表記してください。

10. その他必要書類（工事仕様図、求積表、誓約書、同意書等）

構造物を移設する場合は、当該構造物の工事仕様図、また、工事箇所付近にバス停留所がある場合は、バス会社の同意書など、必要に応じて各種資料を求める場合があります。